

証券コード 7559

2025年5月12日

株 主 各 位

岐阜県羽島郡笠松町田代978番地の1

ジーエフシー株式会社

代表取締役社長 西 村 公 一

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会におきまして、下記のとおり決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

決 議 事 項

第1号議案 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、2025年5月30日を効力発生日として、当社株式1,492,000株を1株に併合することといたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決され、次のとおり変更されました。

第1号議案「株式併合の件」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は12株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものがあります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は3株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）、第9条（単元未満株式についての権利）及び第10条（単元未満株式の買増し）の全文並びに第12条（株式取扱規程）の一部を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

本株式併合の実施に伴って、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者（株式会社Quartz）及び有限会社ニシムラのみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第14条（定時株主総会の基準日）及び第16条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

以 上

株式併合及び単元株式数の定め廃止について

当社は、本日開催の臨時株主総会において、2025年5月30日をもって、当社株式1,492,000株を1株に併合すること（以下「本株式併合」といいます。）及び単元株式数の定めを廃止することといたしました。

株主の皆様におかれましては、本株式併合及び単元株式数の定め廃止に伴い、特段のお手続は原則必要ございません。

1. 1株に満たない端数が生じた場合の処理

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合は、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者（株式会社Quartz）に売却することを予定しています。

この場合の売却額は、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2025年5月29日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者（株式会社Quartz）が当社株式について実施した公開買付けにおける公開買付価格と同額である2,020円を乗じた金額に相当する金額が、各株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

端数株式相当分の売却代金は、2025年8月下旬を目途に株主の皆様に対して交付することを見込んでいます。

2. 主なスケジュール

2025年5月27日（火曜日）	（予定）	当社株式の最終売買日
2025年5月28日（水曜日）	（予定）	当社株式の上場廃止日
2025年5月30日（金曜日）	（予定）	本株式併合の効力発生日
2025年8月下旬	（予定）	端数株式相当分の売却代金の交付

以上